

入札（見積）結果公表台帳

物品關係

116

事業名	氏名の振り仮名通知書作成業務委託	所管課	市民課
-----	------------------	-----	-----

選定理由

本業務は、戸籍法等の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、戸籍の記載事項に氏名及び名の振り仮名が追加され、公証されることに伴い、国民に通知を行うこととされていることから通知書作成までの業務を委託するものである。

■ 本市の戸籍総合システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社が開発したものであり、機器及びソフトウェアの内容や構造等の情報並びにその著作権は当該業者が保有している。

また、当該業者は戸籍総合システムの機能及びデータについて熟知しており、本業務を履行できる唯一の業者である。

他の業者に委託した場合、新たな戸籍総合システムを導入する必要が生じるため、多額の経費と期間を要する。

以上の理由から、富士フィルムシステムサービス株式会社と随意契約を行う。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

指名業者

富士フィルムシステムサービス株式会社		

(1) 契約の相手方 住所 大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
商号又は名称 富士フィルムシステムサービス株式会社
代表者 支店長 松尾 浩一郎

(2) 契約金額 2,574,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 234,000円)

(3) 工期(納期限) 着工: 令和7年(2025年)4月28日
完成(納入期限): 令和7年(2025年)9月30日

(4) 工事(納入)場所 甲の承認のもと乙が指定する場所

(5) 設計金額(税別) _____円

(6) 予定価格(税別) _____円

(7) 最低制限価格(税別) _____円

(8) 契約締結予定日 令和7年(2025年)4月28日

(9) 指名通知(見積依頼)日 令和7年(2025年)4月14日 14時00分～16時00分

(10) 入札(見積)日 令和7年(2025年)4月25日 15時35分